

00468

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十  
一条第二項の規定により、北条川土地改良区の定款変更を

昭和三十八年七月十六日認可したので、同法同条第三項  
の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第三百八十三号

昭和三十八年六月五日付けで西伯郡淀江町大字淀江

角愛吉ほか二十三人の者から申請のあつた淀江白浜土地  
改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及

び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地  
改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第四項

の規定により、次のように縦覧に供する。  
六月定期例県議会で議決された昭和三十八年度  
鳥取県歳入歳出追加更正予算等について  
争議行為を行なう旨の通知

昭和三十八年七月十九日

米飯提供業者の登録

被爆者一般疾病医療機関の辞退

被爆者一般疾病医療機関の指定

二等陸士等の採用試験の日時及び場所

基準寝具設備の承認

牛の流行性感冒予防注射等の実施

道路の指定

六月定期例県議会で議決された昭和三十八年度  
鳥取県歳入歳出追加更正予算等について  
争議行為を行なう旨の通知

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一、縦覧に供する書類の名称  
〔〕 土地改良事業計画書の写

- 二、縦覧に供する期間  
昭和三十八年七月二十三日から二十日間とする。

- 三、縦覧に供する場所 淀江町役場

- 四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第三百八十四号

鳥取市中砂見五三五番地 新竹勝栄ほか十四人の者から申請のあつた大湯棚土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条の規定により昭和三十八年七月十九日成立した。

昭和三十八年七月十九日

## 鳥取県告示第三百八十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十一年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示三百八十五号

氣高郡氣高町大字重高一一六番地 村上芳雄ほか十四人の者から申請のあつた重高土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条の規定により昭和三十八年七月十九日成立した。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第三百八十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第八号）第二十二条において準用する第十六条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機所 在地

昭和三十八年 厚生病院 倉吉市越殿町一、四〇八

## 鳥取県告示第三百八十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関として次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第八号）第二十二条において準用する第十二条の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 診療科名

昭和三十八年 厚生病院 倉吉市越殿町一、四〇八

内科、小兒科、外科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、学診療科

## 鳥取県告示第三百八十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第一百十八条の規定に基づき、昭和三十八年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を定めたので、同令第百十七条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
日時及び場所

昭和三十八年八月一日午前八時から午後三時まで

鳥取市吉方八二九

日進小学校

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十八年八月三日午前八時から午後三時まで

倉吉市仲之町三、四四五、倉吉東中学校

米子市三柳 陸上自衛隊米子駐屯部隊

## 鳥取県告示第三百九十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準寝具設備として、次のとおり承認した。

昭和三十八年七月十九日

施設名	所在地	基準承認番号	対象	対象年月日	点採用表
倉吉病院	倉吉市山根四三番地	(寢) 第三四号	精神二病棟 一四一床	昭和三十八年七月一日	甲 表

鳥取県告示第三百九十一号  
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて流行性感冒予防注射、ピロプラズマ病検査、結核病検査、ブルセラ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

牛 捣乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月、分べん前一ヶ月及び分べん後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

流行性感冒予防注射……流行性感冒予防液（家衛試毒）皮下注射

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査  
結核病検査……ツベアルクリン皮内反応ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法  
だに駆除……BHC散布

別表 結核病、ブルセラ病検査

第一実施期 第二次実施区域 実施場所

七月二十七日 七月三十日 気高町 逢坂検診場

八月 二日 八月 五日 ノ 宝木 ノ

三日 ノ 六日 鹿野町 勝谷

一 実施の目的 流行性感冒、ピロプラズマ病、結核病及びブルセラ病予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲  
流行性感冒予防注射、ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

結核病検査及びブルセラ病検査

5 昭和三八年七月十九日 金曜日 鳥取県公報 第3446号

00474

(第3種郵便物  
認可)

別表	ピロプラズマ病検査及びだに駆除	実施期日	実施区域	実施場所
七月二十二日	溝口町	三部(1)日、福島、福吉検診場	江府町、日野町	大河原下中上、井ノ原、印賀、荒神原々
二十三日	溝口町	江府町、日野町	溝口町	焼杉、上ノ名、藤屋、二部々
二十四日	江府町、日野町	江府町、日野町	溝口町	板原、上下、佐川、畠、近江、小河内、中管、黒坂々
二十五日	江府町、日野町	江府町、溝口町	上代、下代、郷原、畠池、間地々	吉原、西成、袋原、溝口、長山、上野、大平原々
二十六日	江府町、溝口町	江府町、溝口町	吉原、西成、袋原、溝口、長山、上野、大平原々	大方、小江尾、久連、江尾々
二十七日	日野町	日野町	吉川、上管、橋原々	久住、下管、下黒坂々
二十九日	江府町	江府町	宮市、原、具田々	大内、岩立、金屋谷、添谷々
三十日	溝口町	溝口町	溝口町	大坂、板原、籠原、大瀧、小林、本郷、加勢地、添原々
八月一日	日野町	日野町	日野町	池ノ内、尾ノ上原、日ノ詰、深山口々
二日	江府町	江府町	江府町	半ノ上、荒田、下安井々
三日	溝口町	溝口町	溝口町	一反、洲河崎、武庫々
五日	江府町	江府町	江府町	下蚊屋、助沢々
六日				
七日				
八日				

00473

(第3種郵便物)  
(詔 可)

6

昭和38年7月19日 金曜日 鳥取県公報 第3446号

九日 溝口町 日野町 大原、富江、福永、末鎌、野田、津地、安原、下榎

十日 江府町 御机、美用

十一日 溝口町 日野町 宮原、白水、谷川、舟場、三谷、具原、根雨

栗尾、小原、杉谷

十四日 溝口町 日野町 申祖、古市、父原、根雨原、板井原、金持、高尾、倉谷

間谷、横路、船地、大田、下町

十五日 日野町 三部工工、福島、福吉

十六日 溝口町 江府町 日野町 大河原、下中上、井ノ原、田賀原、荒神原

燒杉、上ノ名、藤尾、二部

十九日 溝口町 江府町 日野町 上代、下代、郷原、畑地、間地

二十日 溝口町 江府町 日野町 吉原、西成、袋原、溝口、長山、上野、大平原

大万、小江尾、久連、江尾

二十一日 溝口町 江府町 日野町 栢原、上下、佐川、畑、近江、小河内、黒坂

吉原、西成、袋原、溝口、長山、上野、大平原

二十二日 溝口町 江府町 日野町 久住、下管、下黒坂

古川、上管、檜原

二十三日 溝口町 江府町 日野町 池ノ内、尾ノ上原、日ノ諸、深山口

半ノ上、荒田、下安井

二十四日 溝口町 江府町 日野町 一反、洲河崎、武庫

二十六日 溝口町 江府町 日野町

二十七日 溝口町 江府町 日野町

二十八日 溝口町 江府町 日野町

二十九日 溝口町 江府町 日野町

鳥取県告示第三百九十一號

鳥取都市計画道路（原序徳吉線）を建築基準法（昭和十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の道路として昭和三十八年七月十七日指定した。

この関係図書は、鳥取県庁土木部建築課に備え置いて、縦覧に供する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石破 一朗

鳥取県告示第三百九十二號

昭和三十八年六月定例県議会で七月五日議決された昭和三十八年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十八年度特別会計用品調達事業費歳入歳出追加予算、昭和三十八年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算、昭和三十八年度鳥取県埋立事業会計追加予算及び昭和三十八年度鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石破 一朗

昭和三十八年七月十九日 金曜日 鳥取県公報 第3446号

## 昭和38年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

## 歳 入

今回追加(更正)予算額  
千円

款 项	科 目	今 回 追 加 (更 正) 予 算 額
4	公企業及財産収入	34,776
1	財産収入	32,428
7	国庫支出金	
1	国庫負担金	2,834
2	国庫補助金	24,759
3	委託金	4,835
8	寄附金	6,607
1	寄附金	6,607
11	雑収入	26,516
5	雑入	26,516
	歳入合計	100,327

## 歳 出

今回追加(更正)予算額  
千円

款 项	科 目	今 回 追 加 (更 正) 予 算 額
1	議会費	2,120
1	県会議費	2,120

昭和38年7月19日 第3446号 金曜日 令和38年7月19日 第3446号 金曜日 島県取扱公報

第三種郵便物

2	県庁費	1,241	1	農政費	38,609
5	諸費	1,241	2	農産園芸費	300
3	警察消防費	6,025	3	林業費	7,909
2	警察職員費	3,105	4	水産業費	4,087
3	警察行政費	2,920	5	畜業費	372
4	土木費	6,367	7	商工業費	5,000
1	道路橋梁費	1,100	8	觀光事業費	1,910
2	河川費	217	9	農地開拓事業費	1,630
3	港湾費	4,850	10	耕地事業費	10,435
8	土木諸費	200	11	統計調査費	1,666
5	教育費	965	12	公債費	1,079
1	教育委員会費	9,048	13	元利償還金	7,426
6	社会及労働施設費	2,050	14	諸支出金	7,426
3	児童保護費	6,007	15	緑出金	8,990
4	婦人児童福祉費	430	16	職業安定費	8,990
6	世話費	581	17	産業經濟費	100,327
8	職業安定費	70,252	18	歳出合計	

昭和38年度特別会計用品調達事業費

歳入歳出追加予算

歳入歳出

入

追加予算額(千円)

款項	科	目	今回追加(更正)予算額(千円)
4	線入金		314
1	一般会計線入金		314
歳入合計			314

(資本的収入及支出)  
昭和38年度島根県埋立事業会計追加予算

歳入歳出

入

追加予定額(千円)

款項	科	目	追加予定額(千円)
2	自動車管理事業費	314	32,426
1	自動車管理事業費	314	23,750

款項	科	目	追加予定額(千円)
2	自動車管理事業費	314	32,426
1	自動車管理事業費	314	23,750

款項	科	目	追加予定額(千円)
2	歳入	今固追加(更正)予算額(千円)	32,426
1	歳出	昭和38年度特別会計災害救助基金	8,676

款項	科	目	追加予定額(千円)
2	歳入	今固追加(更正)予算額(千円)	32,426
1	歳出	昭和38年度特別会計災害救助基金	8,676

款項	科	目	追加予定額(千円)
3	歳入	財産金繰入	28,182
1	歳出	財産金繰入	4,244

昭和38年7月19日 報公県取鳥日曜

款項		科	目	今回追加(更正)予算額	年
11		雜役入		20,140	
5		雜入		20,140	
歳入合計				20,140	
歳					
款項	科	目	出	今回追加(更正)予算額	
8		産業経済費		20,140	千円
2		農漁園芸費		20,140	千円
歳出合計				20,140	千円

## 農取県告示第三百九十五号

労働関係調整法(昭和三十一年法律第二百五十九号)第三十一条の規定に基いて、因伯通運労働組合執行委員長

崎十一から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労

働関係調整法施行令(昭和三十一年勅令第四百七十八号)

第十条の第四項の規定によつて、次のとおり告示する。

昭和三十八年七月十九日

鳥取県知事 石 破 一 朗

事件	夏季一時金要求に関する件
期間	昭和三十八年七月二十六日前八時以後本問題が解決にいたるまで
場所	米子市加茂町一 森脇病院に勤務する組合員の所属する全職場又はその一部
概要	ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を実施する。

昭和三四年四月二十四日第三種郵便物認可 発行日 火 金

行者 鳥取県鳥取市東町(丁目)  
印 制 所 鳥取県鳥取市栗谷町  
(附) 1番 四樓 公用 (郵便窓口)